

(株) ヤマダデンキ 家電修理保証サービス「LABIあんしん」規定

第1条 (規定の適用)

株式会社ヤマダデンキ (以下「当社」といいます) は、ヤマダ LABI ゴールドカード (以下「ゴールドカード」といいます) の会員 (以下「会員」といいます) 向けに家電修理保証サービス「LABI あんしん」(以下「本サービス」といいます) を本規定に従い提供致します。

第2条 (本サービスの対象)

1. LABI あんしんの対象範囲は、会員の世帯ごととします。
2. 前項に規定する世帯とは、住居及び家計をともにする者の集まりとします。
3. 本サービスの対象は、会員の世帯が所有する当社ご購入いただいた保証対象の家電製品とし、会員の世帯の住居においても、業務目的あるいは継続的に不特定または多数の人を対象として使用されるものは、本条第1項の規定にかかわらず LABI あんしんの対象に含まれないものとします。

第3条 (本サービスの提供期間)

1. 本サービスのサービス提供開始時期はゴールドカードを会員が受領した時からとします。
2. 当社は本サービスの利用の申し込みがあった場合でも、次の場合にはサービスの提供をお断りし、且つ場合により、過去にさかのぼり該当する代金をお支払いいただくことがあります。
 - ・対象家電製品の設置場所が本サービスの対象エリア外と当社が判断した場合。
 - ・対象家電製品の設置場所が会員の世帯の居住住所と異なる場合。
 - ・会員が本規定に違反する恐れがあると当社が判断した場合。
 - ・本サービスの運営に支障をきたす恐れのある行為、その他当社が不相当と判断した場合。
3. 本サービスのサービス提供期間は、ゴールドカードが有効である期間は継続するものとします。
4. 但し、ゴールドカード年会費の未納やゴールドカードの会員資格の喪失、住所等の変更が生じご連絡をいただけなかった場合などは、本サービスの提供が受けられない場合がございます。

第4条 (本サービスの対象サービスエリア)

本サービスの対象サービスエリアは、原則として出張修理が可能と判断されるエリアであり、その判断は当社基準によるものとします。なお、本規定第3条第2項及び第3条第4項に該当する場合、サービス対象外とさせていただきます。

第5条 (本サービスの対象商品)

1. 対象商品は、出張修理を前提とした製品であり、32型以上のテレビ (液晶・有機 EL) ・定格内容量100ℓ以上の冷凍冷蔵庫・洗濯機 (ドラム式・縦型・二槽式) ・家庭用衣類乾燥機・電子レンジ (オーブンレンジ) ・家庭用エアコン (壁掛け用・窓用) ・家庭用大型マッサージチェアの7品目とします。

2. 対象商品は、当社でご購入頂いた商品に限ります。なお、ご加入前後にご購入頂いた商品も含むものとします。但し、以下の商品は対象外となります。

- ・設置場所が契約世帯の居住住居と異なる商品。
- ・当社でご購入履歴の確認ができない商品。
- ・マルチ・ビルトイン・パッケージ・床置き型のエアコン、冷温庫、ワインセラー、フリーザー、プロジェクションテレビ、プロジェクター、ディスプレイ、チューナーレステレビ、コンバクションオープン、ポータブル洗濯機、ホームクリーニング機、座椅子式マッサージ機、ガス製品、石油製品、埋め込み式の商品、リユース商品。

第6条（本サービスの対象期間）

1. 本サービスは、対象商品のメーカー保証満了日の翌日から適用されます。
2. 対象商品の保証期間は、メーカー保証期間にかかわらず、テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・電子レンジ・大型マッサージチェアは購入日またはお渡し日より6年間、冷凍冷蔵庫・家庭用エアコンは購入日またはお渡し日より9年間です。
3. 製造メーカーの倒産等により修理が不可能となった際には、保証期間内であっても本サービスを提供できない場合があります。

保証期間	対象商品
ご購入日またはお渡し日より6年	32型以上のテレビ・洗濯機・家庭用衣類乾燥機・電子レンジ・家庭用大型マッサージチェア
ご購入日またはお渡し日より9年	定格内容量100ℓ以上の冷凍冷蔵庫・家庭用エアコン

第7条（修理保証範囲）

1. 保証対象商品に対する適用限度額は、1製品1回あたり購入金額（税込）までとなります。修理費用（出張料・技術工料・部品代）が対象商品の購入金額（税込）を超えた場合、超過分の修理費用はあんしん会員のご負担となります。
2. あんしん会員と当社の間で、本約款第6条に定める有効期間中、当社があんしん会員に対し、本約款に基づき本サービスの提供を行い、出張料・技術工料・部品代は当社が負担致します。但し、メーカーの出張修理基準により出張修理ができない場合、最寄り店舗にお持込み頂く必要があります。
3. 当社が保証する出張料・技術工料・部品代は、消費税を含みます。
4. メーカー保証期間中は、商品に添付されるメーカー発行の保証書または取扱説明書に記載されたメーカー保証が適用されます。
5. メーカー保証期間満了以降は、メーカー取扱説明書、本体ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で生じた故障を保証します。
6. 当社が提供する他の保証と重複加入となっている場合、他の保証での対応を優先し、その対象外となる部分、期間等を本約款の内容で保証します。

第8条（修理規定）

1. 修理は部品の供給が可能で、且つ修理可能な場合に適用されます。但し、製造メーカーの部品供給終了や倒産等で修理ができない場合、また当社で修理受付ができない場合、本サービスは適用されません。
2. 修理はメーカー、メーカーが指定する業者、当社が指定する委託会社で行います。
3. 修理には純正部品・汎用部品・リユース部品のいずれかを使用します。
4. 修理は日本国内で、且つ出張修理が可能な地域が対象となります。
5. 修理基準はメーカー保証に準じます。

第9条（本サービスの対象外となる部品）

下記部品を交換する場合の出張料・技術工料・部品代は、会員のご負担となります。

1. メーカー保証書や取扱説明書に付属品、消耗品と記載された部品。
2. 主な対象外部品・付属品・消耗品は、以下の通りです。

商品名	保証対象外となる部品
家庭用エアコン	リモコン、フィルター、冷媒ガス、ドレンホース
定格内容量 100ℓ以上の 冷凍冷蔵庫	製氷用給水タンク、製氷機浄水フィルター、製氷トレイ、たまごトレイ、 庫内灯、パッキン
32型以上のテレビ	リモコン、各種ドライブ、接続コード、アンテナケーブル、 メディアスロット
電子レンジ	ターンテーブル、庫内灯、タンク、パッキン
洗濯機	糸くずフィルター、ごみ取りネット、パッキン、外部給排水ホース、洗剤計 量スプーン、お湯取りホース（ポンプなし）、ストレーナー
家庭用衣類乾燥機	パッキン、フィルター
家庭用大型 マッサージチェア	シート、カバー、オットマン、リモコン

- ・上記に記載がない部品であっても、これらに類似すると現地技術者が判断した場合の修理費用は会員のご負担となります。
- ・対象外部品の詳細につきましては、LBAI あんしん会員専用フリーダイヤル（0120-765522）へご確認下さい。

第10条（本サービスの対象外となる事項）

下記の内容は対象外となります。発生する費用は会員のご負担となります。

1. 使用上の誤りまたは通信環境等による不具合、消耗品の交換、付属品の交換及び各部汚れによるクリーニング。

2. 設置環境、異常電圧（指定外の電圧）、異常気象、天変地変（火災・地震・水害・落雷・塩害等）、戦争や紛争が起因となった故障。
3. さび、カビ、腐敗による変形、変色、変質及びそれらに類するものが起因となった故障。
4. 周辺機器、アクセサリ等（通信障害等を含め、保証対象外になります）。
5. 複合機能を持った製品の対象外機能部分（例えばレコーダー機能搭載テレビについては、テレビ機能部分のみ保証対象となります）。
6. 訪問診断後、修理をキャンセルした場合の出張料及び技術工料。
7. 機器に保存されている全てのデータ・プログラム・設定・記録内容。
8. 表示パネルのドット抜け、表示パネルの焼き付き、排水詰まり、有機物・無機物・個体・液体にかかわらず異物の混入による故障。
9. 落下、破損、変形、ヒビ、割れ、塗装の剥離、汚れ、ペットやその他が噛んだ、または爪などで傷をつけたことによる損傷、その他の外的要因による故障。
10. 損傷した商品、摩耗した商品、経年使用による破損、故意または過失による破損。
11. 本サービス以外のメーカー等が提供する保証が適用された場合。
12. 業務・事業・店舗用、商用、営利目的等に使用された場合。
13. 対象商品の故障により生じた対象商品以外の故障及び破損、または対象商品が使用できないことによる損害。
14. 故障した機器に起因した身体的及び精神的な障害。
15. 出張修理先のご住所が、登録住所と異なる場合。
16. レシートや保証書の紛失等で購入履歴を確認できない場合。

第 11~~2~~条（本サービスの対象外となる費用）

下記の該当する費用は会員の負担となります。

1. チャンネル設定、外部機器の接続等の設定や設置にかかる作業料金。
2. 各種クリーニング、異物除去、オーバーホール、ガスチャージ、各フィルターのつまり除去、異物除去、取扱説明、高所作業にかかる作業料金。
3. 故障症状が確認されず修理が履行されない場合にかかる点検診断料及び出張料。
4. 修理品の送料、メーカー及び当社が定める基本出張料金を超過した出張料金、及び船舶や航空機を利用した場合の料金、また宿泊費用。
5. 持込修理対応商品を出張修理で対応した場合に生じた出張料。なお、
6. 持込修理対応商品と出張修理対応商品の判断基準はメーカー保証に準じます。

第 12 条（本サービスの免責事項）

下記に該当する場合は免責とさせていただきます。

1. メーカーの製造上の問題により、当社がメーカーの助力あるいは指導に従いサービス業務を提供したにもかかわらず、修理でき得なかった場合。

2. 当社以外の者による工事または設置（車両及び船舶への搭載を含む）が原因で故障に至ったと判定される場合。
3. メーカーの取扱説明書に記載されている以外の使用方法による故障及び改造等によりメーカー仕様の性能を期待できないと判断される場合。
4. 部品供給不可による修理不可能な場合。
5. あんしん会員（仮会員）が直接当社以外に修理を依頼した場合。
6. 現地技術者の確認にて保証対象外と判断した場合。

第 13 条（本サービスの料金支払い義務）

ゴールドカード年会費の引き落とし不能や会員資格の失効等で本サービスの提供が受けられない期間に発生した出張修理サービスは有料とします。

第 14 条（届出事項の変更）

会員は、住所、保守契約対象商品の設置場所について変更がある場合には、すみやかにカード裏面に記載のカード会社に通知するものとします。

第 15 条（権利の譲渡等の禁止）

会員は、LABI あんしんのサービス提供を受ける権利又は義務その他契約上の地位の全部又は一部を譲渡、質入れ、賃貸、その他の処分をすることは出来ません。

第 16 条（規定、特典及び利用規定の変更）

本規定は、経済情勢の変動やその他の合理的な理由がある場合に予告なく変更させていただくことがございます。変更が行われた場合、会員には変更後の内容が適用されます。更新後の内容及び効力発生時期はウェブサイトへの掲載、その他適切な方法により周知します。本サービスのご利用にあたっては、最新の情報をご確認ください。変更後の規定は、次回更新月の翌月 1 日から適用になります。

第 17 条（個人情報の取扱いについて）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり個人情報を取得した場合、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従ってこれを取扱うものとします。
2. 個人情報は加入いただいたお客様情報の保管に使用し、修理依頼の際は保管された情報を修理先（メーカーまたは当社が委託する修理業者）に開示します。
3. 法令により個人情報が必要とされる場合において開示することがございます。

第 18 条（準拠法）

本契約は日本国法を準拠法とします。

第 19 条（合意管轄）

本規定の定めに関する一切の争訟については、当社の本社所在地の管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所として解決することとします。

修理受付・ご不明な点のお問合せは、0120-765522 までお問合せください。

(2023 年 1 月 17 日現在)